失効再取得のご案内【失効後６か月を超えて３年以内の申請】

やむを得ない理由があって失効後６か月以内に失効再取得手続きができなかった方は、理由がやんでから１か月以内の申請であれば学科試験・技能試験が免除されます。

申請場所・受付日時

■盛岡・県南・沿岸・県北運転免許センター
月～金　１３：００～１３：４５（午前の受付はありません）
※土・日、祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）は手続きできません。

■自動車運転免許試験場（高齢者講習または特定任意講習受講済みの方に限ります）
月～金　　９：００～１０：００（午後の受付はありません）
※土・日、祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）は手続きできません。

※警察署では手続きできません。

必要なもの

〇失効した運転免許証、マイナ免許証（２枚持ちの方はその両方、返納・抹消していない場合に限る）
〇日本国籍の方･･･本籍欄が記載されている住民票（発行から６ヶ月以内のもの）
※住民登録が日本にない場合、戸籍抄本と一時滞在証明書
〇外国籍の方･･･特定事項（国籍・地域、外国人住民となった年月日、法第30条の45に規定する区分、在留資格、在留期間等、在留期間の満了日、在留カード等の番号）の各欄が全て記載された住民票（発行から６ヶ月以内のもの）
〇本人確認書類（マイナンバーカード、パスポート等の身分を証明できるもの）
〇マイナンバーカード（マイナ免許証を希望する方）
〇写真１枚（縦３㎝×横２．４㎝　無背景、無帽、上三分身、６か月以内撮影のもの）
※書類貼付用として必要です。免許証作成用写真は別途撮影します。
〇申請手数料
１種目につき　　１，９５０円
〇交付等手数料（申請する免許の種目が１種目増えるごとに２００円加算）
免許証のみ　　２，３５０円
マイナ免許証のみ　　１，５５０円
２枚もち　　２，４５０円
〇講習手数料
優良運転者講習　　５００円
一般運転者講習　　８００円
違反運転者講習　　１，４００円
初回更新者講習　　１，４００円
※70歳以上の方は、申請前１年以内に高齢者講習を受講した高齢者講習終了証明書を持参してください。
※75歳以上の方は、申請前１年以内に高齢者講習等を受講した高齢者講習終了証明書、認知機能検査結果通知書、運転技能検査受検結果証明書（該当者のみ）を持参してください。
※失効前にオンライン講習を受講した方は、当日講習が免除となる場合があります。
〇眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器（適性検査合格基準に達しない方に限る）
〇更新手続きできなかったやむを得ない理由・期間を証明する書類
・パスポート（出入国のスタンプがあるもの。複数冊お持ちの方は所持しているもの全て）
※自動化ゲートを利用し、出入国のスタンプがない場合、「出入国記録証明書」を取得する必要があります。詳しくは「出入国在留管理庁」にご確認ください。
・診断書（通院開始日、入院期間記載のもの）
・乗船手帳
・在監証明書など
※詳しくは各運転免許センター又は自動車運転免許試験場へお問い合わせください。

※マイナ免許証を保有する方が各種サービスを利用するためには、各警察署・免許センター等での署名用電子証明書の提出手続きが必要になりますので、英数字６桁～１６桁の暗証番号を確認した上で来所してください。

その他

病気により意識消失のある方や運動機能に支障のある方、認知・判断能力に支障のある方などについては、医師の診断書や適性検査が必要な場合がありますので、事前に自動車運転免許試験場または各免許センターにお問い合わせください。

■　自動車運転免許試験場　　℡　０１９－６８３－１２５１
■　盛岡運転免許センター　　℡　０１９－６０６－１２５１
■　県南運転免許センター　　℡　０１９７－４４－３５１１
■　沿岸運転免許センター　　℡　０１９３－２３－１５１５
■　県北運転免許センター　　℡　０１９４－５２－０６１３